

告示

埼玉県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（専門店棟）

埼玉県行田市大字持田字越後島七百三十一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千三百七平方メートル

（変更後）二千七百十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 千五百五十台

（変更後）駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 八百四十二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六十六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七十八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 八六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二九立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三一立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイシア電器 午前九時から午後九時まで

株式会社オートアールズ 午前十時から午後八時まで

（変更後）株式会社ベイシア電器 午前九時から午後九時まで

株式会社オートアールズ 午前十時から午後八時まで

株式会社ワークマン 午前十時から午後八時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課